

平成 19 年 6 月 15 日
九 州 財 務 局

株式会社サンエージェンシーに対する行政処分について

1. 株式会社サンエージェンシー（以下、「当社」という。）に対し、証券取引法（昭和23年法律第25号。以下、「法」という。）に基づく報告徴求を行った結果、以下の法令違反行為が認められたことから、本日、法の規定に基づき、行政処分を行った。

（顧客からの金銭の預託の受入れ）

当社に対して報告徴求を行った結果、当社は、証券仲介業に関して、顧客から投資ファンドへの投資のため金銭を受入れ、これを運用していたことが認められた。

当社が行った行為は、法第66条の12「証券仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う証券仲介業に関して、顧客から金銭を受けてはならない」の規定に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、当社に対し、法第66条の18第1項第3号の規定に基づき、証券仲介業登録の取り消しを行った。

（参考）株式会社サンエージェンシーの登録概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| ① 登録番号 | 九州財務局長（仲）第16号 |
| ② 所在地 | 熊本県熊本市保田窪1丁目7番17号 |
| ③ 代表者 | 山田 英雄 |
| ④ 店舗数 | 2店舗 |
| ⑤ 所属証券会社等 | 日興コーディアル証券株式会社 |

連絡・問い合わせ先
九州財務局 理財部金融監督第1課
TEL 096-353-6351(代表)
(内線 3080・3082)